

認定業務研修規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）有機認定業務規程第28条（認定の業務に従事する者の研修及び適格性維持の確認）に関する必要な事項を定めるものである。

(研修の対象)

第2条 認定業務研修（以下「本研修」という。）の対象は認定の業務に従事するもの（検査員、判定員及び認定事務局員）とする。

なお、理事長は適切な認定業務の維持のために、認定事務局員のもとで事務を執る者にも同等の研修を受けることを奨励するものとする。

(研修の実施)

第3条 本研修は当財団理事長（以下「理事長」という。）が主催し、年1回は実施する。

2 また、JAS関係法令、日本農林規格、認定の技術的基準等が変更された場合などは、適切な認定業務の維持をはかるためにすみやかに研修を実施することとする。ただし書面の回付等をもって変更内容の周知徹底が図れると理事長が判断した場合は、研修会を開催しなくてもよいものとする。

(研修の方法)

第4条 開催場所は、認定業務を行う事務所で行うことを基本とする。

2 必要に応じて現地研修等、地方に分けて開催することもできる。

3 講師は、当財団役職員が行うことを基本とするが、必要に応じて外部講師を招聘することもできるものとする。

4 JAS協会等他の団体が主催する研修・講習会を本研修とすることもできることとする。

5 本研修の対象者が、本財団が開催する当該年度の認定業務研修に参加できなかった場合、農林水産省の委託事業等で行われる研修等を受けることで、必要な研修を受けたとみなすことができるものとする。

(研修の内容)

第5条 研修の内容はおおむね下記の通りとする。

- (1) JAS関連法規
- (2) 日本農林規格
- (3) 認定の技術的基準
- (4) 認定業務規程、認定業務諸規程
- (5) 検査または判定の手順
- (6) その他認定業務を行う上で必要な事項（機密保持、心構え等）

(研修記録の保持)

第6条 認定業務に従事する者の資格、研修及び実務経験について以下の事項に関する記録を保持し、常に最新の状態に維持することとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 雇用主及び役職
- (3) 学歴及び専門的資格
- (4) 登録分野における経験及び教育訓練
- (5) 直近の記録更新日付
- (6) 力量の評価及びパフォーマンスの監視
- (7) 認証機関内における権限

(規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、理事長が行う。

(補則)

第8条 本規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

(附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。